

## ◆耐震診断の概要

### 1. 建築基準法の改正

- ・昭和 56 年 5 月に建築基準法の改正（新耐震基準）
- ・中地震（震度 5 程度）で損傷しないこと，大地震（震度 6～7 程度）で倒壊しないこと〔人命の保護に重点〕
- ・過去の地震においても建築時期が昭和 56 年を境に被害状況が分かれている。

例：阪神・淡路大震災〔H7 調査委員会報告より〕

建築時期	大破	中小破
S56 以前	約 28%	約 37%
S57 以降	約 8%	約 17%

### 2. 茨城県木造住宅耐震診断士について

「茨城県木造住宅耐震診断士」とは，以下の①～③すべての条件を満たした者を知事が認定した建築技術者です。

- ① 茨城県が開催した「茨城県木造住宅耐震技術者講習会」を受講した者。又は，（一財）日本建築防災協会が開催した「木造住宅の耐震診断と補強方法講習会」を受講した者
- ② 一級建築士資格取得後 5 年以上経過した者又は，二級建築士・木造建築士資格取得後 10 年以上経過した者
- ③ 茨城県において建築士事務所登録を行った建築設計事務所等に勤務する者

### 3. 耐震診断の種類

	誰でもできる わが家の耐震診断	一般診断法	精密診断法
実施者	一般ユーザー	建築関係者 （建築士・大工・工務店）	構造専門家（建築士）
目的	防災意識の啓発	耐震補強の要否に関する選別 （補強が必要かどうか概算的に 判定）	補強の要否の最終判断並び に補強後の耐震診断（補強設 計）
調査方法	10 項目について該 当する項目をチェッ ク	目視による外観調査（非破壊） 見えない部分については，図面・ ヒアリング等により補完的に想 定（不確定要素）	壁外装材等を引き剥がし内 部調査が必要 実際の建築物の実態に応じ た詳細な条件設定
特徴	住まいの耐震性を 自らチェックできる	あくまで耐震補強が必要かどう かの参考として利用 耐震補強を行うためには，精密診 断及び補強設計が必要	より詳細な情報に基づき補 強の必要性の最終判断 補強後の耐震性の診断

#### 4. 耐震診断の流れ

一般的な流れは実線に示すものですが、点線に示したように一部を省略する流れも可能です。また、補強設計後の診断を一般診断で代替させることも可能です。しかし、そのような方法を採用することは、以下のような問題があります。

- ・ 一般診断を省略して、いきなり精密診断を行えば、結果的に改修が必要で無い場合にも、診断に伴って行う外装材の引き剥がしなどの改修費用が必要になるなど、費用がかさむ場合があります。
- ・ 一般診断の次の精密診断を省略して補強設計を行った場合、劣化について部位別の診断をしていないことなどから、必要以上の改修を行うことになる可能性があります。
- ・ 補強設計後の診断に一般診断を用いれば、無開口壁による補強以外の補強の評価ができません。

